第二十五条の十六第一項を削り、同条第二項中「政令で定める金額は、同項の譲渡をした資産の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる相続税額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額」に改め、同項ただし書中「各号に定める金額が、当該各号に掲げる」を「計算した金額が、当該」に、「各号に定める金額は」を「計算した金額は」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該譲渡をした資産の取得の基因となつた相続又は遺贈（法第三十九条第一項に規定する遺贈をいう。第三項において同じ。）に係る当該取得をした者の同条第一項に規定する相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による相続税額（同条第六項の規定又は第三項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とし、これらの相続税額に係る国税通則法第二条第四号に規定する附帯税に相当する税額を除く。）で、当該譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（その時が、法第三十九条第一項に規定する相続税申告書の提出期限内における当該相続税申告書の提出の時前である場合には、当該提出の時）において確定しているもの

二　前号に掲げる相続税額に係る同号に規定する者についての相続税法第十一条の二に規定する課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合にはこれらの規定により課税価格とみなされた金額とし、同法第十三条の規定の適用がある場合には同条の規定の適用がないものとした場合の課税価格又はみなされた金額とする。）のうちに当該譲渡をした資産の当該課税価格の計算の基礎に算入された価額の占める割合

第二十五条の十六第二項を同条第一項とし、同条第三項中「の確定相続税額」を「に掲げる相続税額」に、「おいて、国税通則法」を「おいて、当該相続税額に係る相続税につき修正申告書の提出又は国税通則法」に、「又は第二十六条」を「若しくは第二十六条」に、「更正後」を「申告又は更正後」に改め、「とし、同号ロの価額の合計額は、同号に規定する納税義務の成立する時後において、相続又は遺贈により取得した土地等が次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第一号に掲げる場合にあつては同号に定める価額を加算し、第二号に掲げる場合にあつては同号に定める価額を減算したもの」を削り、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　相続又は遺贈による財産の取得をした個人の当該相続又は遺贈につき相続税法第十九条の規定の適用がある場合には、当該個人に係る法第三十九条第一項に規定する相続税法の規定による相続税額は、同法第十九条の規定により控除される贈与税の額がないものとして計算した場合のその者の同法の規定による納付すべき相続税額（法第三十九条第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に相当する金額とする。

第二十五条の十七第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該財産につき所得税法第五十七条の四第一項に規定する株式交換又は同条第二項に規定する株式移転による譲渡があつた場合　当該株式交換により取得する同条第一項に規定する株式交換完全親法人の同項に規定する株式若しくは親法人（当該株式交換完全親法人との間に同項に規定する政令で定める関係がある法人をいう。）の同項に規定する株式又は当該株式移転により取得する同条第二項に規定する株式移転完全親法人の株式

第二十五条の十七第五項中「（平成十五年法律第百十八号）」及び「（平成十五年政令第四百八十六号）」を削り、「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館」を加え、同条第六項に次の一号を加える。

五　その公益法人等が当該贈与又は遺贈により株式の取得をした場合には、当該取得により当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の二分の一を超えることとならないこと。

第二十五条の十七第十二項中「第二十七項」を「第三十二項」に改め、同条第十五項中「計算し、当該」を「計算し、当該承認に係る」に、「、当該遺贈」を「当該遺贈」に、「年分」を「年分とし、当該公益法人等が当該承認が取り消された日の属する年以前に解散をした場合には当該解散の日（当該解散が合併による解散である場合には、当該合併の日の前日）の属する年分とする。）」に改め、同条第二十七項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十八項」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に、「公益法人等に課される所得税のその納付の期限」を「公益法人等に課される所得税のその納付の期限（当該公益法人等が同項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものである場合には、第十七項の規定により読み替えられた所得税法第百二十八条の規定による納付の期限）」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　法第四十条第十六項に規定する公益法人等が同項の規定による確認を求める場合には、同項に規定する受贈資産の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類に、同項に規定する確認を求める資産が当該受贈資産であることを明らかにする書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十七第二十三項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「の前項各号」を「又は同条第十二項に規定する譲受法人の第二十三項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項第一号中「次項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　法第四十条第十一項に規定する公益合併法人が、特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該資産が当該特定贈与等に係る同項に規定する財産等であることを知つた日の翌日から二月を経過した日の前日までに、同項に規定する書類に、当該資産が当該特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類を添付して、これを当該公益合併法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

25　前項の規定は、法第四十条第八項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合、同条第九項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合及び同条第十項に規定する譲受法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合について準用する。

第二十五条の十七第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「次項」の下に「及び第二十四項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16　法第四十条第三項後段の規定により公益法人等（前項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものに限る。）に課される所得税に係る国税通則法第十五条の規定の適用については、同条第二項第一号中「暦年の終了の時」とあるのは、「解散の日（合併による解散の場合には、当該合併の日の前日）を経過する時」とする。

17　法第四十条第三項後段の規定により公益法人等（第十五項に規定する承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたものに限る。）に課される所得税に係る所得税法第二編第五章第二節の規定の適用については、同法第百二十条第一項中「第三期（その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において」とあるのは「解散の日（合併による解散の場合には、当該合併の日の前日）の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に」と、同法第百二十八条中「第三期において」とあるのは「解散の日（合併による解散の場合には、当該合併の日の前日）の翌日から二月以内（当該翌日から二月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に」とする。

第二十五条の十七の次に次の一条を加える。

（国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例）

第二十五条の十七の二　法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人とする。